○大府市認可外保育施設指導監督実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県事務処理特例条例(平成11年愛知県条例第55号)の規定に基づき、本市が、次条に規定する認可外保育施設に対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第59条の規定に基づく報告徴収、立入調査、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等の指導監督の手順について、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 指導監督の対象は、法第59条の2の規定による届出が義務付けられている施設 (以下「届出対象施設」という。)であるか否かにかかわらず、市内に所在する全ての認 可外保育施設(法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業若しくは法第39 条第1項に規定する施設の業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若 しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第 17条第1項の認可を受けていないもの(法第58条の規定により児童福祉施設若しく は家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規 定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含む。)をいう。以下同 じ。)とする。

(指導監督の事項及び基準)

- 第3条 指導監督は、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について行 う。
- 2 認可外保育施設の指導監督の基準(以下「指導監督基準」という。)は、愛知県が定め る認可外保育施設指導調査実施要領の別添「認可外保育施設指導監督基準」によるもの とする。

(施設の把握)

第4条 市は、市内に所在する認可外保育施設の把握に努めるものとする。

(事前指導)

第5条 市長は、認可外保育施設の設置予定者及び管理予定者に対して、法に基づく指導 監督の趣旨、内容等を説明するとともに、関係法令及び指導監督基準の遵守を指導する ものとする。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、次条第1項 に定めるところにより届出を行うよう指導するものとする。

(届出)

- 第6条 届出対象施設の設置者は、事業の開始の日(法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあっては、当該認可の取消しの日)から1月以内に認可外保育施設設置届(第1号様式)により市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受理した時は、当該届出対象施設の設置者に対し、

届出を受理した旨を通知するものとする。

- 3 届出対象施設の設置者は、第1項の規定により届け出た事項のうち次に掲げるものに変更を生じた場合には、変更の日から1月以内に、認可外保育施設内容等変更届(第2号様式)により市長に届け出るものとする。
 - (1) 施設の名称及び所在地
 - (2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - (3) 建物その他の設備の規模及び構造
 - (4) 施設の管理者の氏名及び住所
- 4 届出対象施設の設置者は、第1項の規定により届け出た施設を休止又は廃止する場合には、休止又は廃止の日から1月以内に認可外保育施設廃止・休止届(第3号様式)により市長に届け出るものとする。

(届出指導等)

- 第7条 市長は、届出対象施設であって前条第1項、第3項又は第4項に規定する届出を 行っていない施設を把握した場合には、当該届出対象施設の設置者に対し、文書により 期限を定めて届出を行うよう求めることができる。
- 2 市は、前項に定める期限を過ぎても届出がない場合には、法第62条の4の規定に基づく過料の対象となることを、当該届出対象施設の設置者の住所地を管轄する地方裁判所に通知するものとする。

(報告徴収)

- 第8条 市長は、認可外保育施設の設置者又は管理者(以下「設置者等」という。)に対し、 毎年4月1日現在における当該施設の状況について認可外保育施設運営状況報告書(第 4-1号様式又は第4-2号様式)により、期限を定めて報告を求めるものとする。
- 2 市長は、認可外保育施設の設置者等に対して、当該施設の管理下において事故が生じた場合には速やかに報告を求めるものとする。このうち、重大事故(死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等をいう。以下同じ。)が生じた場合は、事故等報告書(第5号様式)により報告を求めるものとする。
- 3 市長は、認可外保育施設の設置者等に対して、当該施設に24時間かつ週のうちおお むね5日以上入所している児童(以下「長期滞在児」という。)がいる場合は、長期滞在 児報告書(第6号様式)により報告を求めるものとする。
- 4 市長は、当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が市に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合には、随時、特別に報告を求めることができる。

(立入調査)

- 第9条 市長は、認可外保育施設又はその設置者等に対し、定期的かつ計画的に立入調査 を実施するものとする。
- 2 立入調査は、届出対象施設については年1回実施することとし、それ以外の認可外保

育施設については原則3年に1回実施するものとする。

- 3 立入調査の実施に当たっては、調査対象となる施設の設置者等に対し、立入調査の期日その他必要な事項について、事前に通告することとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、市長は、重大事故が発生した場合、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合(こうしたおそれにつき通報、苦情、相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。)、利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等には、随時、特別に立入調査を実施することができる。
- 5 立入調査は、認可外保育施設を所管する課の職員2名以上の者をもって行うこととする。

(改善指導)

- 第10条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして改善を求める必要があると 認められる場合は、認可外保育施設の設置者等に対し、文書及び口頭により改善指導を 行うものとする。
- 2 市長は、立入調査の実施後おおむね1月以内に、改善されなければ法第59条第3項 の規定に基づく改善勧告及び同条第4項の規定に基づく公表等の対象となり得ることを 示した上で、改善すべき事項を文書により通知するものとする。この場合において、お おむね1月以内の期限を定めて、文書により改善の状況等について回答を求めることと する。
- 3 市長は、前項の改善指導に対する回答があった場合において、その改善状況を確認するため必要があると認めるときは、当該認可外保育施設に対する特別立入調査を実施するものとする。期限を経過しても回答がない場合についても同様とする。

(改善勧告)

- 第11条 市長は、文書による改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、 改善の見込みがない場合には、当該認可外保育施設の設置者等に対し、改善勧告を行う ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、文書による改善 指導の手続を経ることなく、直ちに改善勧告を行うものとする。
 - (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
 - (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
 - (3) その他児童の福祉のために特に必要があると認められる場合
- 3 市長は、改善勧告を行う場合には、文書による改善指導における報告期限後(改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあっては立入調査実施後)おおむね1月以内に、改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上で、改善勧告を文書により通知するものとする。この場合においては、おおむね1月以内の回答期限を定めて、文書により改善の状況等について回答を求めるものとする。ただし、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合には、移転に要する

期間を考慮して3年以内の適切な期限を定めて移転を勧告すること。

- 4 市長は、改善勧告を受けた認可外保育施設の設置者等から、当該改善勧告に対する回答があった場合は、その改善状況等を確認するため速やかに特別立入調査を実施するものとする。期限を経過しても回答がない場合についても同様とする。
- 5 市長は、改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及 び改善が行われていない状況について、報道機関等を通じて公表するものとする。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

- 第12条 市長は、改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、 改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は改善指導、改 善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害で あると認められる時は、法第59条第5項の規定により、弁明の機会を付与し、大府市 子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の意見を聴き、事業停止又 は施設閉鎖を命ずることができる。
- 2 前項の規定による弁明の機会の付与は、行政手続法第29条から第31条までに定めるところにより、当該認可外保育施設の設置者等に対し、次に掲げる事項を書面によって通知し、弁明書を提出させることによって行うものとする。
 - (1) 予定される命令の内容
 - (2) 命令の原因となる事実
 - (3) 弁明書の提出先及び提出期限
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴くいとまがないときは、 当該手続を経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じるものとする。この場合において、 市長は、子ども・子育て会議に対して、事後速やかに報告するものとする。
- 4 市長は、事業停止又は施設閉鎖を行った場合は、当該施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表するものとする。

(証明書の交付)

第13条 市長は、立入調査及び改善指導の結果を踏まえ、指導監督基準を満たしていると認められる届出対象施設に対し、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付するとともに、その旨を公表するものとする。なお、交付の基準及び証明書の様式については、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)の定めるところによるものとする。

(記録の整備)

第14条 市長は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備するものとする。

(情報提供)

第15条 市長は、毎年、届出対象施設の状況を公表するとともに、市民に対して必要な 情報を提供するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。